

監督部へ
届出する
皆様へ

鉱山保安法に基づく手続きの 電子届出が 2020年2月より 始まります



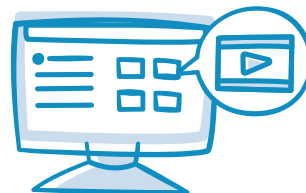
電子届出への具体的な準備事項等は、随時HPIにて情報を発信します。
(URL:https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/hoan-net)

産業保安法令に基づく手続きについて、インターネットを

利用して提出可能となるシステムです。



24時間 365日
いつでも
届出が可能



ガイド機能で
らくらく入力



再提出も簡単に



届出履歴が
簡単に確認

電子届出の対象手続き

鉱山保安法の災害月報(2020年1月分以降)が電子にて提出可能となります。

インターネットで届出結果の 確認が可能です



受理結果の確認

提出した届出毎に、保安ネットの画面の一覧上で受理完了結果を閲覧可能です。
(提出した届出の詳細の確認やブラウザからの印刷も可能です)
過去の届出データを利用して新たに届出することもできます。



保安ネットを利用するには事前にG Biz IDのアカウント取得が必須です

G Biz ID (gBizID) とは

1つのアカウント ID・パスワードで、経済産業省が提供する様々な行政サービスが利用できるサービスです。アカウントは以下3種類あり、いずれかを用いて保安ネットで提出していただきます。

gBiz プライム

印鑑証明書と、登録印鑑押印済み申請書を郵送し、審査通過すると発行されます。
同一法人内の gBiz メンバー・gBiz エントリーで提出した届出の履歴、申請結果等が参照可能です。

gBiz メンバー

gBiz プライムの利用者が、組織の従業員用にマイページで作成することで発行されます。
同一法人内の gBiz プライム・gBiz エントリーで提出した届出の履歴、申請結果等が参照可能です。

gBiz エントリー

審査なしで即日発行可能です。
gBiz エントリーで提出した届出の履歴、申請結果等のみが参照可能です。

G Biz ID のログインおよび各種詳細情報 (操作マニュアル・よくあるご質問等) は、G Biz ID ホームページ (<https://gbiz-id.go.jp/top/>) を参照ください。

よくあるご質問と回答

Q1. 電子化対象の手続以外は、どのように提出するのでしょうか。

A1. 保安ネットの「簡易申請」にて他の手続についても提出が可能となっております。申請書類のPDFファイルを保安ネットからアップロードする簡易な提出方法となっておりますので、是非ご利用ください。

Q2. 電子化対象手続は電子届出のみでの受付となりますか。

A2. 電子届出が困難な場合は、従来通り紙媒体での提出が可能です。ただし、インターネットからの履歴確認等は実施できません。

Q3. 電子届出の具体的なやり方は何を確認すればよいのでしょうか。

A3. 保安ネットポータルに操作マニュアルを掲載しておりますのでご参照ください。

Q4. 電子届出する場合はどのような事前準備が必要ですか。

A4. ①インターネットに接続可能なパソコン
②GビズID (ID/パスワード)
③届出情報

Q5. 都道府県に届出をする場合も同様の手続となるのでしょうか。

A5. 今回の電子届出は、経済産業省および産業保安監督部に対する届出が対象となっております。都道府県に対する届出を行う場合は、従来通り、都道府県の指示に従って手続を行っていただくようお願いいたします。

その他のお問い合わせ

- 保安ネットに関する詳細は保安ネットポータル (https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/hoan-net/) よりご確認ください。
- その他ご質問については、ヘルプデスク (連絡先 : 050-2018-8381) までお問い合わせください。

※ 本件以外のお問合せはご遠慮ください